

別表1

研修会等の講師謝金の基準

事業区分	職名	単位	単価
研修会、 講習会、 講師謝 金、専門 家派遣等 謝金	(1) 大学教授、弁護士、公認会計士等の場合	1時間	50,000円を 限度とする
	(2) 大学准教授、講師、税理士、中小企業診断士、社会保険 労務士、技術士等の場合	1時間	40,000円を 限度とする
	(3) 民間企業(調査研究機関を除く。)の場合		
	ア、社長クラス	1時間	50,000円を 限度とする
	イ、部長クラス	1時間	40,000円を 限度とする
	ウ、課長クラス	1時間	30,000円を 限度とする
	エ、その他(課長の代理等)	1時間	20,000円を 限度とする
	(4) 官公庁(基盤整備機構、金庫、公庫等を含む。)の場合		
	ア、部長クラス	1時間	30,000円を 限度とする
	イ、課長クラス	1時間	20,000円を 限度とする
	ウ、その他(課長の代理等)	1時間	15,000円を 限度とする
	(5) 上記(1)～(4)以外の場合	1時間	15,000円を 限度とする

1. 本単価は、全国中小企業団体中央会の基準に準拠し、支給単位についての最高限度額(税込み)を示したものであり、執行に当たっては予算額、内容等を勘案するものとする。
2. 補助事業、助成事業、委託事業等において、積算単価が算出されているものについては、原則これを適用するが必要ある場合は協議する。
3. 同一人で職名等を異にする2以上の資格を有する場合には、そのうち高い方を算定の対象とする。